



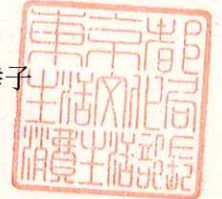
2 健研健第 9 2 4 号
2 生消取第 5 2 5 号
令和 2 年 1 0 月 1 日

一般社団法人日本広告業協会 会長 殿

東京都健康安全研究センター所長 吉村 和久



東京都生活文化局消費生活部長 吉村 幸子



健康食品取扱事業者講習会の開催について（依頼）

日頃から、東京都の保健衛生事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

このたび、健康食品による危害発生を未然に防止し、表示広告及び販売方法の適正化を図ることを目的とした標記講習会を下記のとおり開催します。

つきましては、お手数をおかけしますが、この講習会について、貴団体に加盟されている都内所在の健康食品取扱事業者への周知をお願いします。

記

1 方法

インターネットによる動画配信（オンデマンド形式）

2 開催日時

令和 2 年 12 月 7 日（月曜日）から令和 2 年 12 月 28 日（月曜日）まで

3 プログラム

内 容	時間（予定）
食品衛生法	3 5 分
食品表示法（法律の概要、品質及び衛生に係る表示）	7 0 分
食品表示法（栄養成分表示）	6 5 分
健康増進法（誇大広告に関すること）	3 0 分
景品表示法	3 0 分
特定商取引法	3 0 分
医薬品医療器機器等法	3 0 分
健康食品の広告・表示規制の現状と今後（仮題） （講師：消費者庁表示対策課ヘルスケア表示指導室 田中誠 室長）	5 0 分

4 申請受付

下記 URL から「東京共同電子申請・届出サービス」のホームページを開き、申請してください（別紙 1 参照）。

http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_shoku/kenkounavi/koushukai20pr/

※パソコンから申請してください。携帯電話、スマートフォン等からは申請できません。

5 申請受付期間

令和2年10月1日（木曜日）から令和2年11月13日（金曜日）まで

6 聴講料及び納付方法

- ・1,000円/参加申請1名
- ・電子納付

Pay-easy（ペイジー）※の利用をお願いします。（別紙1参照）

※Pay-easy（ペイジー）とは、インターネットバンキングやATMで納付することができるサービスです。

【参考】東京共同電子申請・届出サービスの電子申請について

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/www/guide/payment.html>

7 納付期限

令和2年11月30日（月曜日）

8 参加方法

- ・申請者が上記6を納付したことを確認後、参加決定通知をメールで送付します。
- ・申請完了後、参加者専用ホームページの案内通知に記載された下記情報を用いて受講してください。
 - (1) 参加用 URL
 - (2) アクセス ID
 - (3) パスワード

9 その他の注意事項

- ・あらかじめ、「東京共同電子申請・届出サービス」のドメイン（@elg-front.jp）から送付されるメールを受信できるようにしておいてください。
- ・申請及び講習会受講等に伴うインターネット通信費は申請者の負担となります。
- ・下記事項には対応できませんので予めご了承ください。
 - (1) 締切日以降の申請
 - (2) 上記6の返金

10 問合せ先

〒169-0073

新宿区百人町3-24-1

東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課食品医薬品情報担当

電話 03-3363-3472（ダイヤルイン） 阿部、村野

東京共同電子申請・届出サービスのご案内

今年度より、健康食品取扱事業者講習会への参加申込は、東京共同電子申請・届出サービスにより申請してください。

【注意】 パソコンから申請してください。

※携帯電話、スマートフォン等からは申請できません。

※あらかじめ、「東京共同電子申請・届出サービス」のドメイン (@elg-front.jp) から送付されるメールを受信できるようにしておいてください。

<申請手順>

1 以下の URL (東京都ホームページ「健康食品ナビ」) より東京共同電子申請・届出サービスを開く。

http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_shoku/kenkounavi/koushukai20pr/

2 必要事項を入力し、申請をする。

- ・当該サービスのホームページ内から「健康食品取扱事業者講習会」を検索し、申請を行う。
- ・申請後に発行される到達番号及び問合せ番号は、後日手続きを確認するときに必要なため印刷する等して記録してください。

※締切間近は混雑が予想され、期限内に受付できない可能性があります。時間に余裕をもって手続きをしてください。

※申請受付期間：令和2年10月1日（木曜日）から令和2年11月13日（金曜日）まで



<電子納付の手順>

1 都から申請者へ電子メール（件名：【聴講料のご案内】令和2年度健康食品取扱事業者講習会（Web動画配信）の聴講料支払いについて）を送付します。案内に従い、聴講料をお支払い下さい。

- ・当該サービスの「申請状況照会」から「手数料情報」をクリックし、Pay-easy（ペイジー）による支払に必要な番号※を確認し、記録してください。

※「支払いに必要な番号」は収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分です。

- ・金融機関のペイジー対応 ATM、インターネットバンキングで支払いが可能です。
- ・Pay-easy（ペイジー）を利用した電子納付の具体的な方法は、下記 URL を参考にしてください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/www/guide/payment.html>

【ご注意】

- ・Pay-easy（ペイジー）を利用した電子納付では、領収書が発行されません。
- ・通帳や取引明細照会、利用明細票（レシート）にて、取引の明細を確認してください。
- ・申請に不備があった場合は再申請をお願いする場合があります。
- ・支払可能な金融機関はこちらをご確認下さい。（<https://www.pay-easy.jp/where/>）

※納付期限：令和2年11月30日（月曜日）

（裏面へ続く）

2 聴講料の支払い確認完了後、都から申請者へ電子メール（件名：【申請完了通知】令和2年度健康食品事業者講習会（Web 動画配信）の申請完了について）を送付します。
案内に従い、動画をご確認下さい。

以上で電子申請及び電子納付に係る手続きは完了です。

受講後は、今後のよりよい運営のために電子アンケートへのご協力をよろしくお願いいたします。